



官板

新條約書

葡萄牙
白耳義

合四

改齊

印

和葛世弼

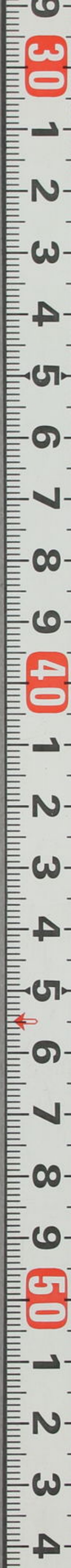
四冊

文書

7 20

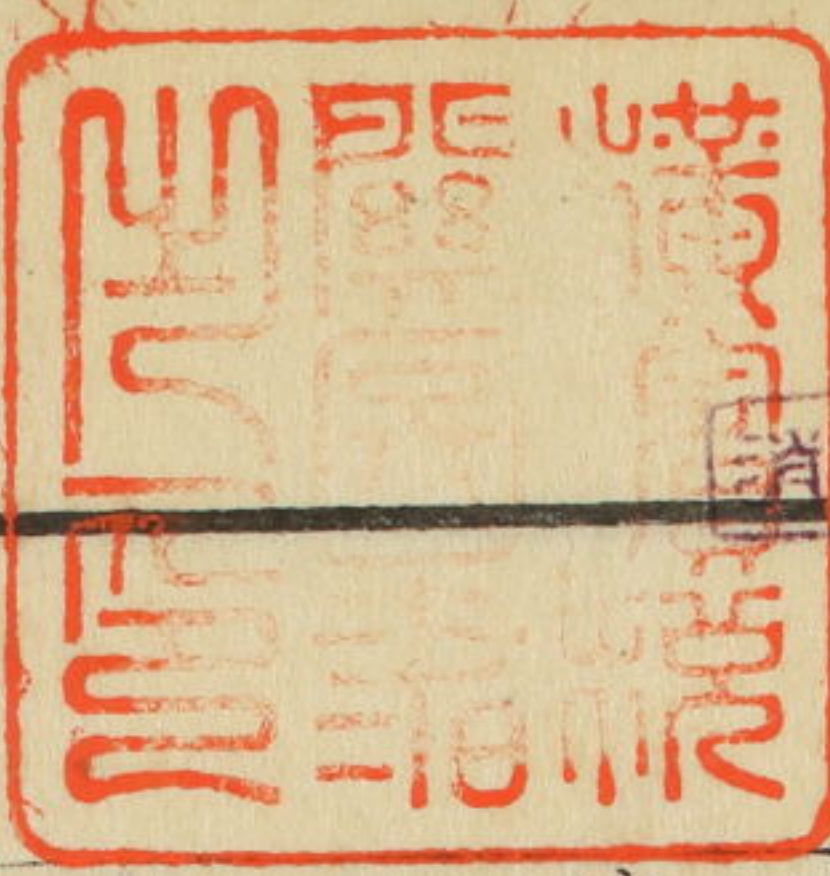
6980

3

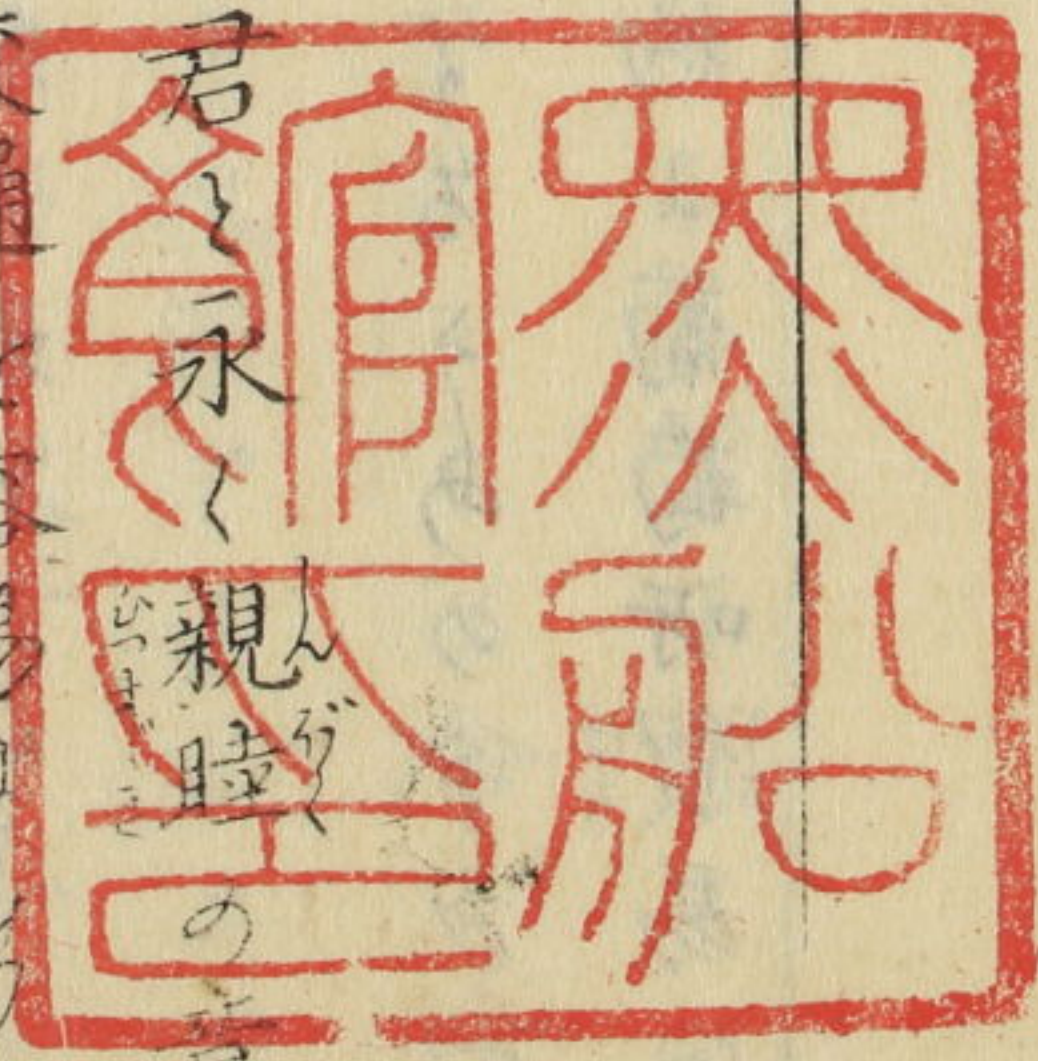


720
4980
3

印



葡萄牙國假條約



葡萄牙國王と帝國大日本大君と永く親睦の意
と堅くし且其各臣民貿易の交通を容易とせん
と欲して此平和懇親およい貿易の條約を
かよふんことと決し葡萄牙國王をイシドウロ
フランススコギユマレイスに此事を任し日本
大君ハ溝口讃岐守酒井隱岐守松平次郎兵衛に

葡萄牙國假條約

一

二

命し雙方委任の書と照應して下文の條々を合
議決定し

第一條

葡萄牙國王と日本大君其親族并は世に其互
の所領臣民の間は永久の平和懇親を爲し

第二條

葡萄牙國王ハ江戸府に在留するやめのチフロ
マキーキアデント并は此條約ハ葡萄牙貿易の

為に開さるる日本の各港に中は在留するコン
シユル或ハコンシユライルアケントを命ぜ
り其チフロマキーキアデント及びコンシユル
セ子ラールを故障なく日本國內に旅行すべ
日本大君をリスサボンに在留する政事を預る
役人と任し并は葡萄牙の各港の中は在留する
諸取締の役人かよび貿易を所置する役人と任
すし其政事を預る役人かよび頭立たる取締

此役人ハ故障なく葡萄呀の國內と旅行をせし

第三條

神奈川長崎箱館港及^町萬延元申年八月十七日
西洋紀元千八百六十年十月一日葡萄呀臣民の
為に開くべし其外次より處の場所と期限の
通葡萄呀臣民は為に開くべし

兵庫

申六月より九月廿九ヶ月以後より
百六十二年
一月一日
八千

本開港新瀉若不都合の事ハ代りの港と日

本^の西海岸より開くべし其港治定次

第開くべきの期日と告知すべし其

前^に載す各港および町は於て葡萄呀臣民居

留と許さず彼等一箇の地と賃と以て借り其

地より建物と買ふ事妨り且住宅倉庫と建

る事と許さず是と建るに託して要害

の場所と營むべし此旋に隨うむるを

其建物と普請修補する時日本役人見分を以て事
當然たるべし葡萄呀臣民其建物のため得る一
箇の場所および港々の規定は各所の日本役人
と葡萄呀コンシユルと定むべし若同意しぐと
る時ハ其事件を日本政府と葡萄呀デプロマチ
ーキアデントに示し所置せしむべし其居留場
の周圍は門牆を設けざ出入自在なるべし日
本開港の場所において葡萄呀臣民遊歩の規程
を以て

左の如し

神奈川

六郷川筋に九十里

其他を各方

箱館

各方向九十里

兵庫

京都よりさるこし十里の地ハ葡萄呀
人立入さる筈に付其方角を除き各方
一十里且兵庫は來る船々の乗組人を
猪名川より海灣迄の川筋を越せり

都て里數ハ各港の奉行所又ハ御用所

陸路の程度より

長崎其町の周圍より御料所を限とす

新潟を治定の上境界と定むべし

江戸

申六月より
十一月一日

九月十七ヶ月の後より

千八百六十六

大阪

同断元九月の後より

千八百六十六
年一月一日

右二ヶ所ハ唯商賣と為すたれよのゝ逗

留すべし此兩町ニ於て葡萄呀臣民家屋

と價と以て借るべき相當ある一區の場

所および歩行すべき規程ハ追て日本役

人ト葡萄呀チブマチキアゲントと定む

べし

第四條

日本ニ在る葡萄呀臣民の間ニ起る争ハ葡萄呀
司人の裁斷たるべし

第五條

葡萄呀臣民ニ對し惡事とみせる日本人ハ日本
司人ニて糾し日本法度ニ隨て罪をべし日本人
或ハ外國の臣民ニ對し惡事とみせる葡萄呀臣

民々コンシユル或ハ其他の官人にて糾^ひ葡萄
呀の法度は罪をべし裁斷ハ雙方ユおいて偏^{へん}頗^ぱ
あるべし

第六條

葡萄呀人日本人はついで訟^{そう}ぐき事ありハコン
シユル館^{かん}ニ趣^{おもむき}其旨を告べしコンシユル吟味の
上實意ニ處置すべし萬一差^さりり日本人より
葡萄呀人は就^つてコンシユルに訟^{そう}を為^なす事ある

亦コンシユル實意ニ處置すべし若コンシ
ユル是を所置しぐき時ハ日本司人へ申立俱
ニ吟味し當然の判斷をなすべし

第七條

葡萄呀人日本商人ニ逋^{はき}債^{さい}ありて償^{おご}を怠^{おこ}り又ハ
奸^{かん}曲^くする時ハコンシユル是を裁斷して嚴重ニ
償^{おご}ハしむべし日本商人の葡萄呀人ニ逋^{はき}債^{さい}ある
ハ日本司人は是を所置するハ同様なるべし

日本奉行所葡萄牙人コンシユルを雙方の國人の
逋債と償ふ事なし

第八條

在留の葡萄牙人日本の賤民と雇ひ諸用事と充
る事妨なし

第九條

在留の葡萄牙人自ら其國の宗旨と念し并所と
居留の場所を營む事障りなし

第十條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種と同量と以
て通用すべし雙方の國人互に物價と拂ふは日
本と外國との貨幣と用ゐる事妨なし
日本人外國の貨幣は慣らざる開港の後凡一
ケ年の間各港の役所より日本の貨幣を以て葡
萄牙人願次第引替渡さずし鑄直しの分割の差
出すに及むべし

日本諸貨幣を銅錢と輸出する事と得并ふ外國
の金銀ハ貨幣を鑄るも鑄さるも輸出すべし

第十一條

葡萄呀海軍の爲用意の品を神奈川長崎箱館の
内陸揚子庫内ハ納め葡萄呀番人守護するに
め運上の沙汰ハ及むバ若其品を賣拂ハ時を
買得る人より規定の運上と日本役所ハ納むべ
し

第十二條

葡萄呀船日本海岸にて破船又ハ漂着し或ハ危
難と道^{ミチ}來る事と知らハ其所の司人是と救ハ
厚く扶助と加へて最寄のコンシユルに送り渡
るべし

第十三條

葡萄呀商船日本の開きたる港又來る時并ニ規
定の租税及ハ通債拂納して港と出る時を水先
案内と雇ハ事勝手たるべし

第十四條

葡萄牙人開たる各港に諸品物を輸出し賣拂又ハ買入を輸出する事自由なるべし
制禁外の品物規定の運上納済の上を其他の運上を拂ふ事なし

軍用の諸物日本役所の外に賣べし以て充外國人互の取引を差構はる事なし
雙方の國人品物と賣買する事総て障なく其拂

方等と付ても日本役人は之を立會へば諸日本人と葡萄牙人より得たる品と賣買し或は所持する事俱に妨なし

第十五條

日本の運上所より荷主申立の價と好むと察する時を運上役より相當の價と付其荷物と買入る事と談をべし荷主若是と否む時に運上所より付たる價は從て運上は納むべし承允する

時ハ其價ト以テ直ニ買上ルルモノトシテ其價トスル

第十六條

輸入の荷物定例の運上拂濟の上ハ日本人ノ貨
國中ニ輸送するモノモ別ニ運上を取立る事ナシ

第十七條

葡萄呀商船開きたる港ニ品物ヲ輸入シ規定の
運上納メ濟の證書ヲ受ヘ再其品物ヲ他の開
たる港ニ轉^{てんち}致^ちシ陸揚するモノモ重税ハ取立ざる

葡^{くわ}萄^{たう}呀^や商^{しやう}船^{せん}開^{ひら}きた^る港^{かた}ニ^は品^{ひん}物^{ぶつ}ヲ^を輸^{しゆ}入^{にゅう}シ^て規^き定^{てい}の

第十八條

開きたる港の日本商人密商奸曲と防ふたう相
當の規則を立べし

第十九條

過料取上モノの類を都て日本役所ニ属すべし

第二十條

此條約ニ添たる商法の別冊を本書同様双方の

臣民互に遵守すべし
日本貴官又は委任の役人と日本より来る葡萄
呀國のデプロマチーキアгентと此條約の規
則并に別冊の條を全備せしむる為の規律等談
判を遂ぐべし

第二十一條 本條約は葡
此條約を日本葡萄呀及び和蘭語にて書し各
譯を同義同意として和蘭翻譯とみるべ

葡書は葡國及び葡國王自公署に書し
都て葡萄呀のデプロマチーキアгент及びコ
ンシユライルアгентより日本司人よりいたす
公事の書通向後英語に書すべし尤此條約調判
の月日より三年の間は日本或は和蘭の譯書
に添ふべし

第二十二條 葡國及び日本
兩國にて條約の實地を驗し改革せん事を求る

或本其手
作前云々

時々其一年前も通達して再驗（再驗）を為すべし其事
へ今より凡十一年の後よりあるべし

第二十三條

日本政府より向後外國の政府及び臣民は許す
べき殊典ある時ハ葡萄牙政府國民は亦同様の
免許あるべし

第二十四條

此本書を葡萄牙よりハ國王自分名と書し印を

調し日本よりハ大君の御名と奥印（奥印）署し十八
ヶ月の内江戸において取替すべし

右取極め為萬延元年申六月十七日江戸に於て
前も載たる兩國の役人等名を記し調印するも
のあり

溝口讃岐守

酒井隠岐守

正逢

松平次郎兵衛 厩

葡萄牙國税則

日本開きたる港々において葡萄牙商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所には葡萄牙商船入津次第二十四時中但葡萄牙の四拾八時小船司又ハ頭立たる者より日本役所は葡萄牙コンシユルの請取の書

付と差出すべし

此請取書ハ葡萄呀國の掟通認めたる船目錄
其外の書類と葡萄呀コンシユルに預けたる
受取書あり

并ハ其者とモ其船の差出書と出すべし

右々入津の船の名其船の仕出場の港の名
噸數船司或ハ頭立たる者の名乗来る旅人の
名乗組有之節ハ一船の乗組人數と認めたるも
認入る

のりて書面の通相違なき旨と船司或ハ頭
立たるもの奥書いたし證據として當人の名
前と認入るるものなり

同時ハ其船積荷の告書と役所ハ預くべし
右ハ其荷物の記號并ハ番付且其入目斤數等
と送狀と認し通し寫し荷物引請先の人々の
名と記せしめし

船中用意の品物の目錄も告書に加入べし

但し船中用意の品も書面の通相違なき旨船
司又ハ頭立たる者與書しその名前を記すべ
し

此告書の文面相違の虞日本十二時葡萄呀の二
時十四時但し
日曜
と除くの中ハ心附き改るゝを過料の沙
汰及むハ若期限後ハ至り書改る歟又ハ告書
み書入るゝ於てハ十五ドルラルの過料と日
本役所ハ納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船々軍艦と運上
方改の役人乗組まする儀當然なるべし乗組の
ものどもハ右役人ハ對して不敬無之丁寧取
扱いたし船中可成丈相當の用便とるすべし
夜中ハ日本役所より許しなくして荷卸す等ハ
り以荷揚前船々出入口荷物仕舞置戸ロメリロ
とも夜中ハ日本役人錠と卸し或ハ印封し夫々

の取締^{とらひ}減^へる一置^おへ一萬一許なく是を開き又を
錠封印と破り品物と引出^{ひきだ}等の者を其犯せる人
とよ六十ドルラル過料と日本役所へ取立て
し日本役所は當然の差出書を出さしめて荷卸
いたし或る其事と謀る品々へ次のヶ条は定
たる通取押へ日本役所へ取上べし
荷物の中積荷目録は載たる品々と取隠し置収
納と減せしと仕組たるものへ其品は日本役所

に取上べし

日本開うさる港にて密賣買^{ひそり}勿論其仕組有之葡
萄呀船ハ其品と日本役所へ取上の上犯せるこ
とよ千ドルラルの過料と納む強し修復のため
入津の船を運上なく積荷と陸揚し日本役所
に預る船といへとも藏舗作事并は番人等の
諸人用を相當の償^ふと出すべし
若其荷物に内と賣拂ふ時を其荷物丈の規定の

通日本役所へ運上せ納むべし

積荷と同港内他船に移る時日本役人見分の上事情明白は相かり免状を請る上は定の運上あり

阿片の輸入ハ禁制なる故若日本は商賣を来る葡萄呀船阿片の量目三斤以上船中より持する時其餘量ハ日本司人取上べし且阿片と密商し或ハ其事を謀る輩ハ阿片一斤ことハ十五ドル

ラルの過料と日本役所は取立べし

第三則

品物と送る荷主又ハ引請先の者より入津の荷物或陸揚せんとする者其積荷の差出書と日本役所より出ればし

此書面ハ荷主又ハ引請人の名前積送たる船の名荷物の記號番付其積荷の斤數石高每品の代料と認其惣ハ高依其書付の末へ認むべ

都て此差出書付ハ持主又ハ引請人認たる偽^{いつはり}な
 る價と申立る書面より日本役所の規定より違
 たる隠し荷物なき證據として銘々名前と記を
 づし
 右之通積荷目録差出等の書類日本役所より差出
 右書付引合せ積荷用意品等取調濟迄ハ品物と
 も日本役所預りたるべし

日本役人右之通差出たる荷物の内或ハ惣体或
 定式の通改むべし
 若運上役所より引上げ改る事ある時ハ輸入入の
 失費相掛を可成丈品物に損せざる様をいたし
 改濟の上を素の如く取始末をべし尤取調方格
 外時日と費さるるべし
 荷主或ハ輸入人銘々持請の品改濟役所より引
 渡さるる以前輸入の途中日本役所へ差出さる

る以前の事なり。破^{こわ}壊^{くわ}損^{そん}傷^{きやう}の品々心付きたる當人より其段運上
役所は申立其品取扱ふ職業の廉^{れん}潔^{けつ}なる者兩人
以上出會直組いたさせ其荷物毎は損し高と歩
割は記し其記號番數もは證書に認むべし尤
日本役人立合はて直組人等名代記さべし右の
證札兼々持參の差出書簡へ添惣高の内と引落
さべし尤條約第十五條の取扱の通運上役所

より取扱ふ事故障りるべし。諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許
状を渡さし品物渡し方ハ運上役所よりても船
中よりても其者の願は任まづし當用不費なるハ
輸出極りたる荷物ハ船は輸送する前廣は運
上役所へ船名荷物の記號番付入高斤數量目性
合并代料と記せざる差出書付と出し書面の通
聊偽りし由と輸出人等證據として其名前を認

ひべし運上役所へ差出し以前船中に積込たる
荷物并運上役所へ差出し濟の上禁制の品と
竊^{いそ}は荷積の内へ入有之バ改の上日本役所へ取
上べし

船中當用の品又ハ乗組旅客の當用衣類等ハ運
上役所へ差出さるべし

第四則

出港手數と願ふ船々ハ日本十二時^{葡萄牙}前
二十四時^前

運上役所へ申立し此期限中右の手數遅
々^ちせらる様取扱ふハ勿論なるべし右手數差止
る事ハ日本役人より船司又ハ頭立なる者
其船荷の取引人等へ其段申渡し葡萄牙コンシ
エル^ニ申達をべし葡萄牙軍艦ハ入港出港運上
筋の手數及ハ次運上役人并ハ番兵等差構ふ
事

葡萄牙飛脚の爲の蒸氣船ハ入港出港手數と一

日はいく日本に上陸する旅客并に品々の外
に告書差出し書面の手数をしといへとも何ヶ
度までも入港の度毎に出入港の手数をいた
すべし
薪水食料等用意のたぐ入港の鯨漁船或は難船
に其積荷の告書を出さうといへとも若其積荷
を賣拂はんといふ時は第一則の通定式輸入の
手数といふべし

税則并に條約書中に船と唱ふるものハシキツ
パバルクブリツキスクーブルスレーフ蒸氣船
等と総ていふなり

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる偽差出し積荷
目録を出し并に證書を名前を記せる輩に其犯
ることを百二十五ドルの過料と日本役所
に納むべし

第六則

噸税ハ日本開港の場所ニ於テ葡萄呀商船ヨリ取立以（り）といへとも左の規定之通其地々々の運上役所ニ納むべし
壹船の入港手數ニ付十五ドルラル
壹船の出港手數ニ付七ドルラル
夫々の免狀ニ付一ドルラル半
場所々々の健固狀ニ付一ドルラル半

其外の各書ニ付一ドルラル半

第七則

惣テ日本開港の場所ニ陸揚スル物品ハ左の運上目録ニ従ヒ其地の運上役所ニ租税を納むべし

第一類

貨幣ニ造リたる金銀并ニ造トズル金銀當用の衣服家財并ニ商賣のためニセザル書

藉

何處より日本居留のたゞ来る者の所持の
品は限るべし

右の品々ハ運上なり

第二類

凡て船の造立網具修復或ハ船装のたゞは
用する品々鯨漁具之類

鹽漬食物の諸類

日本パン并ハパンの粉

生たる鳥獸類

石炭

家々造ふた処の材木米穀蒸氣の器械水綿

カッソーン及ハ羊毛の織物のトタン鉛錫生

絹

右の品々ハ五分の運上と納むべし

第三類

都て蒸し溜或は醸し種々の製法より造り
たる一切の酒類の運上と納むべし
右ハ三割五分の運上と納むべし

第四類

凡て前條に舉ぐる品々ハ何より二割
の運上と納むべし

第八則

日本より輸出する品物の税ハ次の目錄通り曰

本政府は拂ふべし

金銀貨幣棹銅の外都て日本に産し積荷と
して輸出する品物は五分の運上と納む
べし米并は麦ハ日本逗留の葡萄酒人并は
船々乗組たるも及ハ船中旅客食料のため
日本免の用意ハ與ふとも積荷として輸出する
事と許さる

葡萄酒船より開きたる港は持渡りし外國

日本産する所の銅ハ日本要用の餘分は悉く其
時々公けの八札にて賣渡すべし

第九則

此條約調印の後四年に至り葡萄呀或を日本政
府の望とて出港入港の税則を再議せし

溝口讚岐守

逢

酒井隱岐守

松平次郎兵衛



白耳義國條約
日本大君ハ白耳義國王ト兩國の間ニ懇
親の因ヲ結ハ且其臣民ノ緊要ナル和親交易の
條約ニおよム事ト決シ日本大君ハ菊池伊豫
守星野備中守大久保筑後守ニ此事を任シ白耳義
國王ハコンシエルゼ子ラールオウギユステト
キントニ命シ双方委任の書ト照應シ狀實良好

白耳義國條約

帝國大日本大君ト白耳義國王ト兩國の間ニ懇
親の因ヲ結ハ且其臣民ノ緊要ナル和親交易の
條約ニおよム事ト決シ日本大君ハ菊池伊豫
守星野備中守大久保筑後守ニ此事を任シ白耳義
國王ハコンシエルゼ子ラールオウギユステト
キントニ命シ双方委任の書ト照應シ狀實良好

よりて其至適なるを見。下文の條々を合議決定
せり。

第一條

日本大君と白耳義國王其親族并其世々^ミと其互
の所領臣民の間は永久の平和懇親あるべし。

第二條

日本大君ハブリユツセルは在留する政事を預
る役人を任し并其白耳義國諸港の中は在留す

る諸取締の役人をよめ貿易と處置する役人と
任す。其政事を預る役人及び頭立する諸取
締の役人の故障なく白耳義の國內と旅行せし
し白耳義國王ハ江戸府に在留するチプロマチ
スキアデントと緊要と鑑^{かんが}る時ハ之と命し并其
此條約より白耳義貿易の爲に開きたる日本の
各港の中は在留するコンシユル吏人と命す。其
其チプロマチスキアデント及びコンシユル

ゼ子ラールハ故障なく日本國內へ旅行をばし

第三條

神奈川長崎箱館の港及び町ハ此條約施行の日
ヨ白耳義臣民交易の爲メ開クハ前條の港及
ビ町ハおいて白耳義臣民居住する事ヲ許スベ
シ其者等地所ヲ賃ヲ以テ借り又其地ハ所有建
物ヲ買ハ事ヲ得且住宅倉庫ヲ建る事ヲ許ス
ハハ此ハ是メ建るハ托シテ要害の場所ヲ營む

ハウレン

此規定ヲ守る事ヲ證セシ爲其建物ヲ普譜修補
スルハ當リ日本役人見分する事當然なるべシ
白耳義國の臣民住ハシタ免得る所の場所建
物及び港々此規則ハ其所々此日本役人と白耳
義コンシユルとよく定むハ若同意し得る
時ハ其事件ヲ日本政府と白耳義のチプロマチ
ーキアデントと示し處置せしむハ日本にて

と白耳義國に臣民住るべし場所の周圍は八門
牆ヲ設るが自由の出入ヲ妨くべし
日本開港の場所を以て白耳義人遊歩の規則
を如し

神奈川 六郷川筋ヲ限るとし其外ハ各方は十
箱館 各方は十里

都く里數ハ港には奉行所又ハ御用所と
陸路の程度あり

長崎 其所の周圍は御料所と限りし

第四条

日本に居留する白耳義人は自國の宗旨と自由
を信仰し且其居留場内へ持所ヲ營む事障るし

第五條

日本に在る白耳義人の間には起る爭論ハ白耳義
司人の裁斷たるべし
白耳義人日本人について訟へた事何れハコ

ンシユル館^{おりの}赴^{おりの}其旨ヲ告ぐべしコシユル
吟味の上實意は處置をぐし萬一差掛り日本人
白耳義人は就てコシユルに訟ヲ起さず事ある
とも又コシユル實意は所置をぐし若コシ
ユル是を處置しがたき時ハ日本司人へ申立俱
は吟味し當然の判斷をなすべきし
若日本人白耳義人は通債^{つうさい}ありく償^{つぐない}を怠り又ハ
偽^{いつはり}ヲ以て通^{つう}きんとする時ハ日本司人は是ヲ裁斷

し通債ヲ償しむる事と勢むべし白耳義人日本
人は通債あるも白耳義コシユル是ヲ處置さ
ず事同様たるべし
日本奉行所白耳義コシユルも双方國人の通
債を償ふ事なり

第六條

白耳義臣民は對し惡事とするる日本人ハ日本
司人にて糾日本法度は隨て罰をく日本

或ハ外國の臣民又ハ國人ハ對シ惡事をなせる
白耳義臣民ハコンシユル或ハ其他の官人より
糾シ白耳義の法度は隨て罰をべし裁断ハ双方
に於て偏頗をなすべし

第七條

此条約并ハ税則の規律ヲ犯せる過料又ハ取揚
品ハ吟味のたゑ白耳義のコンシユール吏人
ハ相達シ其吏人吟味し過料又ハ取揚品ハ都て

日本役所ニ屬せむ

第八條

白耳義人日本の開港ハ此港を以て自國の品
物と勿論他國の品物とて日本禁止の品と
ならざる交易の諸品物ヲ輸入し賣拂ひ又ハ買入
れ輸出する事自由なるべし
制禁外の品物規定の運上納済の上も其他の運
上ヲ拂ふ事あり

白耳義人日本人の品物と賣買する事総て障る
く其拂方等と就ても日本役人おれと立合はん
諸日本人白耳義人を得たる品ヲ賣買し或ハ所
持する事俱と妨る

第九條

日本は在留する白耳義人ハ日本人ヲ雇ひ是を
法度とあいて禁ぜざる諸用と給する事障なり

第十條

此條約および税則よりて交易の規律ヲ全備する
ものと見るべし

日本は在る白耳義國にデブロマキーアゲン
トモ日本政府より委任の役人と相接し此條約
は附属する税則規律の趣意ヲ施行する為の交
易と開くべき諸港緊要至當の規律等談判ヲ遂
ぐんとし

第十一條

開くべき港の日本商人密商奸曲を防ぐ爲め相
當の規律ヲ立べし

第十二條

白耳義國の船日本の開きし港より來る時并に規
定の租税および逋債拂済より港と出入水先案
内へ雇ふ事勝手たるべし

第十三條

白耳義國の商民の開きたる港より品物輸入し規

定の運上納済の證書を以て再其品物ヲ他の開
きたる港に轉致し陸揚する時も重税に取立さ
るべし

第十四條

輸入の荷物定例の運上拂済の上より日本人より
國中へ輸送する時も別に運上を取立る事なり

第十五條

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種に同量と以

て通用をばし
双方の國人互^{たが}ひし物價ヲ拂入る日本と外國と
の貨幣を用ふるを妨なりし
日本の諸貨幣ハ^{銅錢ヲ}輸出する事を得希は外
國の金銀ハ貨幣は鑄るも鑄るるも輸出する事
を得べし

第十六條

日本運上所りて荷主申立の價ヲ奸なりと察す

る時ハ運上役より相當の價ヲ附け其品を買入
る事ヲ談をばし
荷主もし是を否む時ハ運上所りて附たる價は
隨て運上と納むべし^{承允}承允するもおつてハ其價
を以て直に買上べし

第十七條

白耳義國の船日本海岸ふて破船又を漂着し或
を危難ヲ遁來る事を知らる其所の司人は是ヲ救

ハ厚ク扶助ヲ加ヘテ最寄のコンシユルニ送り
渡ラズシ

第十八條

白耳義軍鑑用意の諸品ハ神奈川長崎箱館ニ陸揚セリ倉庫ニ納メ白耳義の番人守護スヘキ尤夫々運上ヲ収むる事ナリ若シ其品ニ日本人又ハ外國人ヲ賣拂ハ時ハ買得る人ヨリ規定の運上日本役所ニ収むベシ

第十九條

日本政府ハ向後外國の政府および臣民ニ許すつき殊典^{しゆてん}有る時ハ白耳義政府國民ハも同様の免許あると方今確定セリ

第二十條

兩國ニテ條約の實地ヲ驗シ改革セシ事ヲ求むる時ハ其一年前ニ通達して再驗ニ為スヘシ其期ハ今ハ六年の後ニあるベシ

第二十一條

白耳義國のデプロマチーキアгент及ハコン
シユライル吏人ハ日本司人ニ以テ公事の書
通ハ佛蘭西語と以て書スヘシ尤此條約施行の
時ハ五ヶ年の間ハ日本語又ハ和蘭語の譯文を
添ヘシ

第二十二條

此條約を日本佛蘭西及ハ和蘭語ヲ以テ書シ各

翻譯かんやくと同意なりといへとも和蘭譯ヲ以テ
原もとと見らるべし

第二十三條

此條約を日本大君と白耳義國王と名と印と
より確定し本書ハ用意整ととのハ次第江戸において
取替とりかへし
此條約ハ来十一月廿六日
即西洋千八百六十
七年一月一日
より施行をヘシ尤本書ハ其以前或ハ其後より

取替をべし
右取極として慶應二年丙寅六月廿一日江戸
於て双方委任の役人等名を記し調印をなす
なり
菊池伊豫守
星野備中守
大保筑後守

日本開きたる港とよからて白耳義商民貿易の
定則

第一則

日本の開港の場所を白耳義商船入津次第二十
四時中白耳義の四十八時但し日曜日と除く船司又ハ頭立たる
者より日本役所を白耳義ユニシユルの請取書
付ヲ示さへし

此請取書ハ白耳義の提通認たる船目錄其外
の書類と白耳義コンシユルに預けたる請取
書あり

并其ものども其船の差出書ヲ出さるし

右ハ八津の船の名其船の仕出し場の港の名

噸數船司或ハ頭立ちたる者の名乗來る旅人の

名乗組有之節ハ一船の乗組人數ヲ認たるも

のうて書面の通相違なき旨と船司或ハ頭

立ちたるもの奥書ヨリし證據アリて當人の名

前ヲ認入たるものなり

同時其船積荷の告書と役所ニ預くるし

右ハ其荷物の記号并番付且其入目斤數等

送状ニ認し通し寫し荷物引更受先の人ハれ名

ヲ記せざるも然なり

船中用意の品物の目錄も告書ニ加へべし

但船中用意の品も書面の通相違なき旨船司

又ハ頭立たるもの奥書し其名前と記さるべし
此告書の文面相違の廉日本十二時白耳義の二
日曜
と除く此中ハ心附き改るゝおいてハ過料の沙
汰ハ不及若其期限後ニ至り書改るゝ又ハ告書
ハ書入るゝるゝ於てハ十五ドルラルの過料
ヲ日本役所ハ納むべし
積荷惣目録告書中ニ載るゝ品々陸揚するゝ
おいてハ其品ニ重の運上ヲ日本役所ハ納むべ

し船司或モ頭立たるもの入港の手數納方前書
ハ期限後るゝ時ハ過料として急る一日毎ハ六
十ドルラルの過料ヲ日本役所ハ納むべし

第二則

日本政府より港内入津の船ハ軍艦ヲ除く運上方
の役人ヲ差出さへし

乗組の者とも右役人ニ對し不敬無之丁寧ニ取
扱ひたし船中可成丈相當の用便ヲなすへし夜

中より日本役所へ許しなると荷卸るべし
且其出入口其外總て船中より荷物ヲ仕舞置處の
戸口より夜中より日本役人錠ヲ卸し或は印
封し夫より堅固に取締り置べし是ヲ開き又
ハ是ヲ破り又ハ是ヲ取除く等のものあり其
犯せる人毎は六十ドルラルの過料ヲ日本役所
へ取立べし

日本役所は當然の差出書ヲ出さしめて荷卸へ

たり或は其事を謀むる品を次のケ条に定む
る通り取押へ日本役所へ取立へし

荷物の中積荷目録に記載する品々を取隠し^置收納
ヲ減せしむ仕組むるものも其品ヲ日本役所へ
取上るべし若し白耳義船日本へ開きさる港に
て密賣買をなすものも勿論其仕組をなすもの
時に其諸品を日本役所へ取上の上犯せる毎は
千ドルラルの過料ヲ納むべし

修復のため入津の船は運上なく積荷ヲ陸揚
すへー其荷物ハ日本役所にて預るべし尤藏敷
作事并ニ番人等の諸入用ハ相當の償ヲ出さべ
し
若其荷物の内を賣拂ハ時ハ其荷物丈ハ規定の
通日本役所へ運上を納むべし
運上なく積荷を同港内の他船に移る事を得尤
其節ハ日本役人見分の上事情明白は相分りし

後其渡り處の免狀を請取て渡りし

阿片の輸入を禁制するを若日本は商賣に来る
白耳義船量目三斤以上の阿片を所持する時ハ
其餘量分日本司人取上べし且阿片を密商し或
ハ其事を謀りしものあれば阿片一斤毎は十五
ドルラルの過料を日本役所は取立べし

第三則

品物を送る荷主又ハ引更先のものより入津の

荷物と陸揚せしむるものも其積荷の差出書
と日本役所より出さるべし

此書面を荷主又は引更人の名前積送りたる
船の名荷物の記号番付其積荷の斤數石高毎
品の代料と認め其惣の高と其書付の末に認
むべし

總て此差出書付を持主又は引更人認めたる偽ら
き價を申立てる書面より運上の害とるる隠し荷

物等なき證據として銘々名前と記さるべし
右の通積荷目録差出等の書類日本役所等差出
右書付引合せ積荷用意品等取調迄は日本役所
の預りたるべし

日本役所右の通差出たる荷物の内或は惣体を
定式の通改むべし
若運上役處等引上り改る事ある時々輸入人の
失費相掛けに可成文品物の損せざる様とし

一 改濟の上と素の如く取始末と一 尤取調方
格別時日と費とるべし荷主或は輸入人銘
持更^受の品改濟役所より引渡さるる以前輸入の
途中^{日本役所より差出さるる以前}の事と一 破壊損傷の品は心附
くときい富人より其段運上役所は申立其品取扱
ふ職業の廉潔なるもの兩人以上出會直組の
うせ其荷物毎は損し高と歩刻し記し其記号番
數と一 證書を認込べし尤日本役人立合ふ

て直組人等名を記さべし右の證札兼々持參の
差出書は添へ惣高の内を引落さべし
尤条約第十六條の通運上役所より取扱ふ事
故障あるへうしん

諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許
状を渡さべし品物渡方を運上役所より船中
みても其もの願は任さべし
輸出は極りなる荷物を船は輸送さるる前廣く運

上役所は船名荷物の記号番付入高斤數量目性
合并代料と記せる差出書付を出すべし
其書付は書面の通聊偽りなき由と證據とを
るを輸出人等名前と認むべし
運上役所は差出とるを以前船中に積込
る荷物并ふ運上役所は差出済の上禁制の品と
竊は荷積の内に入レ有之を改の上日本役所へ
取上べし

當用の品又ハ乗組旅客の當用衣類等ハ運上役
所へ差出とるをさるべし

白耳義コンシユルハ日本役所は可取揚品物ハ
無遅滞差出し且當人ハ申付し罰金とも速ニ催
促して日本役所へ納むべし

第四則

出港手數と願ふ船ハ日本十二時<sup>白耳義二
十四時</sup>前
は運上役所へ申立べし此期限中ハ右手數遅々

セらる様取扱ハ勿論たるべし若其手數と差
留る事アリバ日本役人より船司又ハ頭立
の并其船荷の取引人等へ其段申渡一白耳義
コンシユルへ申達をべし

白耳義軍艦ハ入港出港運上筋の手數及
運上役人并番主等差構ハ事なりし

白耳義飛脚のたゞの蒸氣船ハ入港出港の手數
ハ一日といふ日本上陸する旅客并品々

は付ての外ハ告書と差出る事なりとソゴも
何ケ度までも入津の度毎は出港入港の手數ハ
致さべし薪水食料^{等用}出司意のたゞ入港の鯨漁船
或ハ其積荷の告書出さずといふも若其積
荷を賣拂ふんと願ふ時ハ第一則は定むる所の
手數をいたさべし
税則并條約書中ハ船と唱ふるものハシキメ^ツス^パ
バルクブリツキ、スクー子ルスルーフ蒸氣船ホ

と總てつゝなり

第五則

日本運上役所の規則は違ひたる偽り差出積荷
目録と出―并に證書は名前と犯起せる輩ハ其
犯とあるは百二十五ドルラルの過料と日本政
府へ納むべし

第六則

噸税ハ日本の港において白耳義船々取立る事

な―但次は定メある所の貨銀ハ運上方の役人
は差出るべし

一船の入港手數と付

十五ドルラル

一船の出港手數と付

七ドルラル

場所々々健固状と付

一ドルラル半

其外の各書と付

一ドルラル半

第七則

輸出輸入の荷物ハ次の税目は従ひ運上と納む

輸出品 運上目録は同じけきハ略之
其他右に掲ぐる諸物品

外國船ヲ日本人ト賣渡節ハ蒸氣船ハ一トン
付一分銀三個宛帆前船ハ一トン付一分銀
一個宛相納むべき事

輸入目録ハ載せざる品ハ輸出目録ハ載ざる事
何れとも是ニ随テ税沙納むべき元代ニ随

て税と納むべし輸出目録ハ載せざる品も右同
様なるべし

日本ニ在留せる外國人及外國船の乗組人又旅
客ハ自己の入用ハ足る丈ハ輸出目録ハ載せ
たる穀物并ハ粉ハ買入る事と許さるべし尤右穀
物并ハ粉と外國船ハ積込んとする以前ハ通例
の通運上より船積の免許状を得る事ハ必用
なり

此税則は載る所の日本一斤 即百六 ハ英吉利
 アポイルデユホイツ貫目一ポント及び三分一
 は當り一ヤールト 日本曲尺三尺餘 ハ英吉利尺度三フ
 ートは當り一分 目方二分 ハ日本銀貨より其重
 サトロイ貫目百三十四グレイン其質ハ純銀の
 九分は下り其交ぜ物ハ一分より多うゝる
 べー一分以下の數ハ一分と百分とせし算勘る
 り

菊地伊豫守
 星野備中守
 大久保筑後守

